

竹田市空き家再生バンク事業実施要綱

令和6年10月1日告示第110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家を再生し、有効活用することにより移住・定住及び地域の活性化を図るため、竹田市空き家再生バンク事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住（兼店舗、兼事務所を含む。）を目的として市内に建設され、現に居住又は使用していない一戸建ての物件及び敷地であって、竹田市空き家バンクに登録できないものをいう。
- (2) 空き家再生バンク 所有者等からの申込みを受けて空き家の情報を登録し、再生事業者に対して情報提供を行う制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家登録者 第4条第3項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (5) 再生事業 移住・定住等を目的に空き家を再生することをいう。
- (6) 再生事業者 第7条第3項の規定による登録の通知を受けた者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家再生バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録等)

第4条 空き家再生バンクによる空き家の登録を受けようとする所有者等は、竹田市空き家再生バンク物件登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 竹田市空き家再生バンク物件登録同意書（様式第2号）
- (2) 全部事項証明書の写し

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家再生バンク登録台帳に登録しなければならない。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該所有者等に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家再生バンクによることが適当と認めるものについて、当該所有者等に対して空き家再生バンク登録台帳への登録を勧めることができる。

(空き家再生バンク登録台帳に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家再生バンク登録台帳の登録抹消)

第6条 市長は、空き家再生バンク登録台帳に登録された空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き家再生バンク登録台帳の登録抹消の届出があったときは、当該空き家再生バンク登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

(空き家再生事業者の登録の申込み等)

第7条 再生事業を希望する者は、竹田市空き家再生事業者登録申込書(様式第3号)及び誓約書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みをした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、竹田市空き家再生事業者登録台帳(以下「再生事業者台帳」という。)に登録しなければならない。

(1) 空き家を再生し、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする個人又は法人

(2) 再生された空き家に定住し、竹田市の自然環境、生活文化に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする個人又は法人

(3) その他市長が適当と認めた者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

4 空き家再生バンクを利用し、空き家を取得した場合は1年以内に再生事業を開始しなければならない。

(再生事業者台帳に係る登録事項の変更の届出)

第8条 再生事業者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(再生事業者台帳の登録抹消)

第9条 市長は、再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該再生事業者の登録を抹消するとともに、その旨を当該再生事業者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的などが第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を再生することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 再生事業者台帳の登録抹消の届出があったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(斡旋等)

第10条 市長は、必要に応じて、空き家登録者及び再生事業者に対して、空き家再生バンク登録台帳及び再生事業者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、空き家登録者及び再生事業者が行う、空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

(運営)

第11条 この事業の実施主体は竹田市とする。ただし、市が空き家再生バンクの実施に関し協定を締結した団体（以下「協定事業者」という。）が事業の運営を行うことができる。

2 前条の規定により協定事業者が事業の運営を行う場合において、第4条から第10条までの規定中「市長」とあるのは「運営主体」と、様式第2号及び様式第4号中「竹田市長」とあるのは「運営主体」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。